

公益社団法人香川県看護協会まるがめ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、公益社団法人香川県看護協会(以下『本事業者』という。)が設置・運営する公益社団法人香川県看護協会まるがめ訪問看護ステーション(以下『ステーション』という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下『看護師等』という。)が医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護(以下『訪問看護』という。)を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 公益社団法人香川県看護協会 まるがめ訪問看護ステーション
- (2)所在地 香川県丸亀市西本町1丁目7番29号1階東

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 看護師又は保健師 1名(常勤職員)
管理者は、ステーションの職員の管理及び訪問看護の利用の申し込みにかかわる調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2)看護師等 看護師、保健師は常勤換算方法で、2.5名以上となる員数(内、常勤職員1名以上)。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置する。
看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、サービスの提供にあたる。
- (3)その他の職員 事務等職員は必要数を配置する。
ステーションの運営に必要な事務等を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応がとれる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師などのアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (2) 介護保険利用者にあつては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）も沿って、看護師などのアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療法士等が連携し、一体的に含むものとして作成する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活の看護（健康状態の観察、疾病予防、悪化防止、栄養・排泄・清潔ケア、療養環境の整備等）
- (2) 医療的処置・管理
- (3) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (4) 介護者の支援
- (5) エンドオブライフケア
- (6) 認知症、精神看護
- (7) 各種在宅サービスの相談

(利用料、その他の費用)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の所得に応じて重要事項説明書の記載によるものとする。

2 その他の費用

* 日・祝日等営業日以外の訪問（医療保険のみ適応）	1回毎 1,500円
* 定められた回数を超える場合（医療保険のみ適応）	30分毎 2,500円
* 支給限度額を超えるサービス（介護保険のみ適応）	全額自己負担

*エンゼルケア

10,000 円

*ケアに必要な衛生材料費等

実費

- 3 次に規定する通常の事業の実施地域外の島嶼部の場合、交通費は実費を徴収する。
- 4 費用の支払いを受ける場合には、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人（以下「利用者の家族等」という。）に対して事前に文書で説明をした上で、同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、坂出市、宇多津町とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第11条 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び居宅支援事業所や市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 3 ステーションは、前項の孫ファイ賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
 - 4 ステーションは、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、ステーションは損害賠償責任を負わない。
 - （1）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （2）利用者が、サービスの提供のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （3）利用者の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - （4）利用者が、ステーション及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
 - 5 利用者の故意又は過失により、ステーション、従業者などに生じた損害については、利用者又は身元引受人はその責任を負う。その場合の損害内容について

は双方協議の上でこれを定める。

(個人情報の保護)

第 12 条 ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ、利用者又は利用者の家族等の了解を得るものとする。

- 2 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

(苦情処理)

第 13 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止)

第 14 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 ステーションは、訪問看護を提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第 15 条 ステーションの職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(衛生管理・感染防止)

第 16 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 研修及び訓練の実施

(非常災害時の対応)

第 17 条 ステーションは、感染症及び非常災害時に備え、事業継続計画（BCP）に沿って対応していく。また、非常時に対応できるよう、平時にシミュレーションを行う。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 5 回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は本事業者とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 6 月 17 日から施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。